

区分	税目	国 税			地 方 税			合 計
		たばこ税	たばこ特別税	小 計	道府県たばこ税	市町村たばこ税	小 計	
		(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)
	紙 巻 た ば こ	6,802	820	7,622	1,070	6,552	7,622	15,244
	葉 巻 た ば こ							
	パイプたばこ							
	刻 み た ば こ							
	かみ用及びかぎ用の製造たばこ							
	加 熱 式 た ば こ							

- (注) 1. 上記は、令和3年(2021年)10月現在の税率。
2. たばこ特別税は平成10年(1998年)12月1日から実施。
3. 葉巻たばこ(※)及びパイプたばこは1gを1本に、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは2gを1本に、それぞれ換算する。
※ 1本当たりの重量が1g未満の葉巻たばこについては、その1本をもって紙巻たばこの1本に換算する。
4. 加熱式たばこは、平成30年(2018年)10月1日から「加熱式たばこ」の区分に分類され、本数換算は次のイ～ハの合計本数による。
【令和3年(2021年)10月1日～令和4年(2022年)9月30日】
イ その重量(フィルター等を含む。)1gを1本に換算した本数に0.2を乗じた本数
ロ その重量(フィルター等を除く。)0.4gを0.5本に換算した本数に0.8を乗じた本数
ハ その小売定価(消費税抜き)の紙巻たばこ1本当たりの平均価格をもって0.5本に換算した本数に0.8を乗じた本数